

令和8年度

中小企業施策 ガイドブック

令和8年度 新規事業

●副業・兼業マッチング支援事業

18ページ

豊橋市



目 次

—CONTENTS—

01. 経営相談	-----	1
02. 情報提供の窓口	-----	3
03. 研修・講座	-----	4
04. 勤労者向け制度	-----	6
05. 各種補助金	-----	7
06. 融資制度	-----	34
07. その他	-----	41

経営相談

豊橋市をはじめ下記機関では各種経営相談に応じています。

相談機関		TEL	FAX	E-mail	相談内容
豊橋市	産業部 商工業振興課	51-2425	55-9090	shokogyo @city.toyohashi.lg.jp	事業活動（商業、工業） 商店街活動
		51-2431			
	産業部 産業政策課	51-2640		sangyoseisaku @city.toyohashi.lg.jp	産業用地に関すること、 工場立地法に関すること
	産業部 地域イノベーション推進室	chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp			経営幹部人材育成に関する こと（P30. 38. 39 参照） 新規事業創出に関する こと（P41 参照） スタートアップとの共創 に関すること（P41 参照）
（公財）あいち産業振興機構	愛知県よろず支援 拠点 本部	(052)	(052)	info-yorozu @aibsc.jp	あらゆる経営に関する相 談（売上拡大、販路拡 大、資金調達、補助金、 技術、事業承継、E C、 I T活用他）
	生産性向上支援 センター	715-3188	563-5430		
	豊橋サテライト	39-7111	52-1123		
	INPIT 愛知県知財 総合支援窓口	(052) 715-3072	(052) 715-3099	info@chizai-aichi.com	知的財産に関する相談
	エキスパートあいち （経営相談窓口）	(052) 715-3071		info-manager @aibsc.jp	経営全般や金融・税務・ 技術・カーボンニュート ラル・I T・D Xなどの 相談
	経営アドバイスグ ループ	(052) 715-3070	(052)	info-advice @aibsc.jp	法律相談、経営・技術に 関する専門家派遣
	マッチング支援グ ループ	(052) 715-3068	563-1436	info-torihiki @aibsc.jp	取引紹介、あっせん等に 関する相談
	取引かけこみ寺	(0120) 418-618 <small>（フリーダイヤル）</small>		kakekomitera @aibsc.jp	取引の適正化に関する相 談
	創業プラザあいち	(052) 715-3075	(052) 563-1438	info-shinjigyo @aibsc.jp	起業・創業に関する相談
国際ビジネスグ ループ	(052) 715-3065	(052) 562-1980	info-business @aibsc.jp	海外進出、貿易等に関す る相談	

相談機関	TEL	FAX	E-mail	相談内容
愛知県事業承継・引継ぎ支援センター (豊橋サテライトオフィス) ※豊橋商工会議所内	53-7211		info@shoukei-aichi.jp	事業承継全般に関する相談
豊橋商工会議所 ビジネスサポートセンター	53-7211	53-7210	kaigisho@toyohashi-cci.or.jp	創業支援、税務記帳、金融、各種補助金申請支援、人材確保(新卒・中途)、労務相談・労務相談、各種共済・保険、販売促進支援、事業承継、ものづくり技術相談等
(株)サイエンス・クリエイト Startup Garage	44-1117		startupgarage@tsc.co.jp	経営、技術、IoT、DX、AI活用、創業、新規事業
	44-1110		makerslab@tsc.co.jp	試作品・製品開発支援、技術相談

情報提供の窓口

中小企業者が必要とする各種の情報は、次のようなところで入手することができます。

情報の種類	問合せ先	電話番号及びホームページ
豊橋市の中小企業施策	豊橋市 産業部 商工業振興課	TEL 51-2425 https://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm
豊橋市の企業立地	豊橋市 産業部 産業政策課	TEL 51-2640 http://www.city.toyohashi.lg.jp/sangyoseisaku/
豊橋市の各種統計資料	豊橋市 じょうほうひろば	TEL 51-2037 https://www.city.toyohashi.lg.jp/6459.htm
愛知県の各種統計資料	愛知県 県民生活部 統計課	TEL (052)954-6108 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/
産業全般の情報	豊橋商工会議所	TEL 53-7211 https://www.toyohashi-cci.or.jp/
	(株)サイエンス・クリエイト	TEL 44-1111 https://www.tsc.co.jp/
あいち産業振興機構の支援、セミナー情報・愛知県及び愛知県内市町村補助金一覧	(公財) あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ	TEL (052)715-3063 https://www.aibsc.jp/

研修・講座

◆中小企業人材活用支援事業（場所：豊橋駅周辺施設ほか）

中小企業事業主やその従業者向け等に、実践的な各種セミナーを用意しています。

分類	セミナー名	定員	回数	受講料
中小企業人材活用支援事業	多様な人材（外国人、障がい者、シニアなど）に関するセミナー	会場 20 オンライン 100	1	無料
	AI、SNSを活用した広報・人材確保に関するセミナー	会場 20 オンライン 100	1	無料
	会社の即戦力獲得（転職、副業・兼業、短時間勤務労働者）に関するセミナー	会場 50 オンライン 100	1	無料
	事業承継セミナー	会場 50 オンライン 1000	2	無料

◆未来産業人材育成支援事業（P41 参照）関連研修

人材育成推進宣言企業（P41 参照）向けに、リスキリングを中心とした学びの機会等を提供します

分類	講座概要	受講料
人材育成交流会	企業間のネットワークを構築し、人材育成に関する課題や取組内容を共有できる交流会を開催します ※人材育成に取り組む意欲のある市内事業者の経営者、経営幹部、管理層又は人事部署の方が対象	無料

建設事業者を主な対象としたドローンの活用に関する知識・技能を習得するための講座を実施します。

分類	講座概要	定員	受講料
産業用ドローン講習	【講習内容】 第1部 ドローン活用体験会 第2部 実務研修2日間（測量・施工管理、点検・検査） 【受講資格等】 第1部：無し 第2部：建設業の現場において、業務でドローンを使用したことがある方もしくは使用予定の方 【申請者】 ・講習を役員または従業員に受講させようとする事業者等 【講習会場】 ・とよはし産業人材育成センター （日程や申込報告など詳細は商工業振興課ホームページ等でお知らせします）	第1部： 20人 第2部： 20人 （上限）	第1部 無料 第2部 25,000円 ※

※市内の中小企業者等（個人経営含む）で働く方以外は受講料が3倍となります。

◆豊橋市以外が実施する研修・講座等

実施機関		事業内容	TEL
(公財)あいち産業振興機構	マッチング支援グループ	次世代後継者を育成する後継者育成塾	(052)715-3068
	創業・新事業育成グループ	<ul style="list-style-type: none"> ●起業を考えている方向け あいち創業ゼミ あいち創業ゼミ [短期集中コース] 創業プチ講座 女性起業家セミナー ●起業後5年程度までの小規模企業者向け 創業ビギナー講座 	(052)715-3075
	情報企画グループ	情報系 Web セミナー等	(052)715-3063
	国際ビジネスグループ	貿易実務講座、海外ビジネスセミナー	(052)715-3065
豊橋商工会議所		事業経営に必要で身近な時流に合ったテーマの講習・講演会及び従業員に対する教育講座など年間 30～40 講座開催	53-7211
(株)サイエンス・クリエイト	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (メイカーズ・ラボとよはし) ・レーザー加工機や 3D プリンターなどデジタル工作機械を使った製品試作支援及びものづくり講座等		44-1110
	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (Startup Garage) ・コワーキングスペースの運営 ・各種起業関連セミナー		44-1117
	社会人キャリアアップ連携協議会 (ジェネカフェ (Gene Cafe)) ・本地域における産学官金の若手・中堅人材を集め、交流や連携を促進する場の提供		44-1111

勤労者向け制度

勤労者のための補助制度や相談窓口があります。

勤労者生活資金貸付金利子軽減制度			
補助内容	東海労働金庫から教育資金等の融資を受ける場合に、利子が軽減される補助制度です。		
対象者	市内在住の勤労者		
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金（高等学校以上の入学金・授業料など） 会員限定ローンパートナー、会員限定ローンパートナープレミアム、東海ろうきんコープローン、ろうきんローンエール ・災害資金（災害対策及び修繕） 災害対策ローン、災害復旧支援ローン 		
補助対象融資額	500万円以内	利子軽減率	毎月の償還時にかかる利子のうち年利1%相当額
補助対象期間	教育資金：在学期間（各学校の基本修業年限以内とする。ただし、留年は除く） 災害資金：5年以内 ※前年10月1日～9月末の利子支払い実績に基づいて交付します。		
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090			

勤労者安心ネットワークセンター	
内容	勤労（解雇等）、生活（住宅等）、金融（多重債務等）をはじめ生活全般にかかわる相談業務を行っています。
対象者	愛知県内在勤又は在住の勤労者
営業時間	毎週月～金曜日の午前9時30分から午後4時30分（ただし、祝日を除く）
（問合せ先）勤労者安心ネットワークセンター TEL 0120-81-1505	

各種補助金

豊橋市では、活力とにぎわいに満ちた『まちづくり』のために商店街等が行う共同事業や商業環境の改善などの事業支援、中小企業者の方たちの経営基盤強化・近代化や合理化促進、企業立地の促進等のために様々な補助制度を設けています。

※各事業に記載されている中小企業者等とは以下の通りです。

- ・ 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に該当される方
- ・ 中小企業団体：中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当される団体
- ・ 協同組合等：法人税法第2条第7号に規定される協同組合等

商店街環境向上事業補助金	
補助内容	商店街の安全や環境の向上を図るために実施する老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助する制度です。
対象経費	既設街路灯等の省エネ化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費。
補助率	補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内（1,000円未満切捨て）
補助限度額	1,000万円
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
要件	補助対象経費が10万円以上であること。
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

商業団体安全安心環境維持費補助金	
補助内容	団体が維持管理している街路灯・アーチ・アーケードの電灯料を補助する制度です。
対象経費	団体が、前年度末までに設置した街路灯・アーチ・アーケードに要する電灯料
補助率	補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の3分の1（1,000円未満切捨て）
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	



新ビジネスチャレンジ応援補助金

補助内容	業態転換、クラウドファンディング、デジタル化、DX 推進を通して、新たな取組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。			
対象事業	①業態転換（※1）	②クラウドファンディング	③デジタル化	④DX 推進
対象者	以下の条件を満たすもの (1) 市内に本店がある中小企業者（個人については住所） (2) 継続して1年以上の営業実績がある店舗等が実施する事業			
内容	従来の業種から異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達を行う際にかかる手数料等の一部を補助	人材不足を解消し業務効率化、生産性向上を図るために必要となるシステムの導入や、それに付随する機械装置等の導入費用の一部を補助	DX 推進・IT 導入に向けて専門家に依頼する際、その費用の一部を補助
対象経費	1 業態転換後の店舗等で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗内に設置する設備・備品（下限 10 万円） 2 業態転換後の店舗等で行う、1 工事あたり 10 万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用	1 プロジェクト成立時に、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用 (1) サービス手数料（利用手数料及び決済手数料） (2) 支援金を早期に受け取るための手数料 2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。 (1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費 (2) プロジェクトページのページコンテンツ（文書、写真、動画等）の制作代行委託費	(ソフトウェア) 1 生産性向上に寄与する機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用 内部管理業務（従業員の給与管理、人事管理、勤怠管理、そのほかの内部管理業務）に関しては小規模企業者に限り申請を認める。 (ハードウェア) 2 1と併せて、また連携して動作することを目的に導入する、電子機器・機械装置等の購入に要する費用 ※ただし、汎用性のあるものを除く。	以下のいずれか1つ以上の内容を含むコンサルティング費用 (1) システム導入に向けた企業内の業務分析 (2) システム導入に向けた計画策定・課題解決等 (3) システムの仕様書作成 (4) システムの調達業務（見積徴収・比較分析等）
補助率	1 / 2 以内（1, 0 0 0 円未満切捨て）			

補助 限度 額	50万円	10万円	50万円	25万円
申請 期間	事業着手前	プロジェクトの終了の日 から1年以内	事業着手前	事業着手前
申請 回数	1事業者1対象事業1申請/年度 ①②③④併用可能			
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090				

(※1) 業態転換

【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの（変更＝日本標準産業分類 中分類以上が変更すること。）

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類 7661ーキャバレー、ナイトクラブでないこと

商業団体チャレンジ応援補助金	
補助内容	にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対し補助する制度です。
対象事業	①講習会・講演会・研修会・研究会②調査・情報提供事業③催事・共同宣伝事業 (実行委員会等の団体については、補助事業は③に限る。)
対象経費	会場費、報償費、印刷製本費、広告宣伝費、システム費、委託費
補助率	補助対象経費の20%以内(1,000円未満切捨て)
補助限度額	70万円
申請回数	1事業者1対象事業1申請/年度 ①～③併用可能
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、商業主体地域発展会又は実行委員会等の団体。 ※実行委員会等とは、市内に本店(住所)がある中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する者)2者以上で構成される団体とする。
申請期間	事業着手前(ただし事前着手届を提出した場合はこの限りではない)
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090	

まちなかインキュベーション事業

補助内容	中心市街地に点在する空き店舗を活用し出店する新規創業者等の賃借料・改装費を補助する制度です。																		
対象経費	①賃借料（共益費、管理費を含む。） ②改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事・電気工事等。ただし、事業の用途に付さない部分の経費や備品購入費等は除く。）																		
要件	①株式会社豊橋まちなか活性化センターが定める中心市街地のエリア内の物件であること ②補助対象となる期間は1店舗につき2年以内 ③改装費は開業時1回のみ（新規創業者のみ）																		
補助率及び補助限度額	<p>出店者への補助率・補助限度額</p> <p>・賃借料：1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額</p> <p>■飲食店</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1 / 3 以内</td> <td>72万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■物販店</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1 / 2 以内</td> <td>108万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■サービス業等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1 / 4 以内</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・改装費：1店舗につき補助対象経費の20%以内（補助限度額50万円）</p>	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1 / 3 以内	72万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1 / 2 以内	108万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1 / 4 以内	54万円
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1 / 3 以内	72万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1 / 2 以内	108万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1 / 4 以内	54万円																	
対象団体	対象区域内で新規創業等により出店する者																		
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100、(株)豊橋まちなか活性化センター TEL 55-6666																			

地域商業活動活性化事業（愛知県）

補助内容	<p>地域経済の発展のため、団体が自主的かつ主体的に取り組む商業活動活性化事業に対して補助する制度です。（集客力向上事業、販売促進事業、機能強化事業、連携創出事業など）</p> <p>※愛知県の商店街等に対する補助制度です。詳細につきましては、下記にお問い合わせください。</p>
(問合せ先) 愛知県 東三河総局 企画調整部 産業労働課 TEL 35-6116 FAX 54-7239	

共 通 駐 車 券 事 業	
補助内容	中心市街地への来街者の利便性を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となり駐車場の駐車サービス券を共通化する共通駐車券事業に対し補助する制度です。
対象経費	参加する小売事業者等の利用者負担金
補助率	補助対象経費の1 / 3以内
対象団体	株式会社豊橋まちなか活性化センター
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100	

中 小 企 業 設 備 投 資 促 進 補 助 金	
補助内容	中小企業者の方が設備の経営基盤の強化・経営革新の促進及び、新しく取得した機械・装置に対して補助する制度です。
対象者	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」以外の業種に属する特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象設備	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、生産性向上を図るために取得した、直接事業の用に供する機械、装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすものです。ただし、他より借り受け、又は他に貸し付けているものは除きます。 鋳業、建設業、製造業、運輸業等・・・1設備100万円以上のもの 卸売業、小売業、サービス業・・・1設備 30万円以上のもの
補助金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の4.2%以内で、1事業者につき300万円を限度(1,000円未満切捨て)
申請期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
補助金交付時期	令和9年6月(予定)
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090	

先端設備等導入計画の申請受付

内 容 中小企業等経営強化法に基づく豊橋市導入促進基本計画及び国の導入促進指針に適合する先端設備等導入計画を策定し本市の認定を受けることで、設備投資のための支援（固定資産税の特例、計画に基づく事業に必要な資金繰り）を受けられます。

対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方で、豊橋市内にある事業所において設備投資を行うもの。
 ①個人事業主②会社③企業組合④協業組合⑤事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、共同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、中小企業等経営強化法施行令で定めるもの※①②については、下表に該当する必要あり

業種分類		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
 (注) 固定資産税の特例は、対象となる規模要件が異なります

	主な要件	内 容
要 件	計画期間	計画認定から3～5年間
	労働生産性	○直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○賃上げ1.5%以上を表明すること
	先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 ○機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
	計画内容	○国の導入促進指針及び豊橋市導入促進基本計画に適合すること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

申請期間 令和9年3月末まで（※設備導入前）
 ※固定資産税の特例を受ける場合、令和9年3月末までに計画認定を受け、かつ設備導入することが条件となります。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2432 FAX 55-9090
 詳細はホームページをご覧ください。 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/34516.htm>

中小企業等共同設備奨励補助金	
補助内容	中小企業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置する時に、補助する制度です。
対象施設	①独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設 ②生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設 ③街路灯、アーケード及びアーチ
補助率	当該年度中に設置した施設に対して、市長が必要と認めた経費の20%以内(1,000円未満切捨て)
補助限度額	1,000万円
対象団体	組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体で市長が認めるもの
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

知的財産権取得事業費補助金	
補助内容	市内に本店がある中小企業者の方の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権)の取得に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権、実用新案権及び意匠権の取得事業
対象経費	・知的財産権出願に係る弁理士費用
補助金の額	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)で、1件につき10万円を限度※一年度3回が限度、ただし特許権・実用新案権・意匠権それぞれ1回まで
申請期間	出願をした日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

未来産業創出事業補助金

内容	本市での新事業創出を支援する制度として、市場調査から初期の試作品開発、大学等との共同研究、社会実験まで新事業の創出に向けたあらゆるフェーズを支援します。							
事業区分	事業化可能性調査事業		共同研究事業		新事業開発事業		社会実験事業	
フェーズ	顧客の課題に対し適切な解決策を創		市場に受け入れられる製品・サービスを創出					
申請者	市内事業者	市外事業者	市内事業者 (大学等と共同)	市内事業者	市外事業者	市内事業者	市外事業者	
事業概要	事業化の実現可能性を高めることを目的とした、製品やサービスの技術検証又は市場ニーズの調査、検証等を行う事業		大学等と共同して、新製品又は新技術の研究開発を行う事業		新製品又は新サービスの開発を行う事業		新製品又は新サービスの社会実装を目的に、地域を巻き込んで実証実験を行う事業	
要件	拠点設置	—	—	—	必要 ※補助事業終了までに	—	必要 ※補助事業終了までに	
	市内事業者との連携	—	補助事業期間中に連携する意向があること	—	必要 ※補助事業終了までに	—	必要 ※実施体制を組んだ上で申請	
	その他	—	・市内を調査フィールドとすること	・大学等の研究者と共同して申請すること	—	・市内を開発フィールドとすること ・市内を実験フィールドとすること ・事業責任者を市内事業所に常駐させること	・市内を実験フィールドとすること ・拠点設置後、事業責任者を市内事業所に常駐させること	
上限金額 (補助率)	50万円 (1/2以内)		250万円 (1/2以内)		250万円 (1/2以内)		750万円 (1/2以内)	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置等導入費 マーケティング調査費 研究開発費 資料購入費 借料 			<ul style="list-style-type: none"> 施設利用料 人件費 旅費 謝金 		<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 消耗品費 委託費 外注費 		
公募日程	4月中旬公募開始 → 6月下旬審査 → 6月末採択							
(問合せ先)	株式会社サイエンス・クリエイト（豊橋市委託事業者） TEL:0532-44-1121 E-mail: sangaku@tsc.co.jp 地域イノベーション推進室（担当部局） TEL:0532-51-2440 E-mail: chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp							
(ホームページ)	右記二次元コードよりご確認ください。							



販路開拓支援事業費補助金	
補助内容	中小企業者の方が市場開拓、販路開拓を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小企業者 ※市税の滞納がないこと
補助事業区分	(通常枠) (1) 製造業、建設業、運輸業又は(2)以外の業種の場合は、従業員数 21 人以上 (2) 卸売業、サービス業又は小売業の場合は、従業員数 6 人以上 (小規模企業者枠) (1) 製造業、建設業、運輸業又は(2)以外の業種の場合は、従業員数 20 人以下 (2) 卸売業、サービス業又は小売業の場合は、従業員数 5 人以下
対象経費	名古屋市、愛知県国際展示場及び県外(国外を含む)で開催される、100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模のある展示商談会等への出展する際に主催者等へ支払う小間料使用料 ※物産展など主として即売を目的としているものは除く
補助金の額	(通常枠) 対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)で、30万円を限度 (小規模企業者枠) 対象経費の2/3の額(1,000円未満切捨て)で、40万円を限度
申請期間	展示会等が終了した日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

起業支援事業費補助金	
補助内容	発展性をもって新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助する制度です。
対象者	とよはし創業プラットホーム参画機関(*1)に事業計画の策定に係る指導・助言を受けており、起業後においても同機関による指導及び助言を継続的に受けるもの(*1) 豊橋商工会議所、市内金融機関、(株)サイエンス・クリエイト ※市税の滞納がないこと ※フランチャイズチェーンは除く
対象経費	・ 1 単位あたり 10 万円以上の設備及び備品購入に係る経費 ※汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できないものは除く。 ・ 広告宣伝に係る経費
補助金の額	・ 対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て) ・ 限度額は、30万円
申請期間	開業の日から1年以内 ※法人の場合は会社設立日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

企業BCP等策定支援事業費補助金	
対象事業者	市内の中小企業者等で市税の滞納がないこと
対象経費	BCP・事業継続力強化計画(※)の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用 ※事業継続力強化計画：中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で国の認定を受けた計画のこと
補助金の額	補助対象経費の1/2の額で、策定は年間10万円、改訂は年間3万円を限度 ※1,000円未満切捨て
申請期間	助言を受けた日(申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日)から1年以内
(問合せ先)	産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090

大型運転免許等取得支援補助制度	
補助内容	中小企業者等が負担する大型トラック・タクシー等の運転免許取得にかかる経費に対して、費用の一部を補助する制度です。
対象者	市内に事業所を有する旅客自動車運送事業・貨物自動車運送事業・建設業を営む中小企業者・中小企業団体。ただし、補助対象となる免許取得者は市内の事業所勤務者であること。 ※市税の滞納がないこと。
要件	運転免許の取得が、新規雇用もしくは継続雇用の条件であること。 ただし、雇用形態は問わない。対象となる運転免許は以下①～⑧ ①準中型一種免許 ②中型一種免許 ③大型一種免許 ④普通二種免許 ⑤中型二種免許 ⑥けん引免許 ⑦大型二種免許 ⑧大型特殊免許 ※補助対象となる運転免許の種類は、企業の業種により異なる。
対象経費	補助対象企業者等が従業員の免許取得に対して負担した経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・各運転免許につき1人10万円を限度
申請期間	免許取得日から1年以内 ※旅客自動車運送事業・貨物自動車運送事業：1企業者あたり延べ10人を限度とする。 ※建設業：企業者あたり延べ5人を限度とする。
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2638 FAX 55-9090	

就職サイト等活用事業費補助制度			
補助内容	中小企業者等の人材確保支援として、就職情報ウェブサイト掲載費や採用ホームページの作成・改良費用の一部を補助する制度です。		
事業区分	就職サイト掲載事業	採用ホームページ改良事業	
対象者	市内に本店を有する中小企業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと、風営法等の規制にかかる企業でないこと。		
	あいちUIJターン支援センターウェブサイトにて求人を掲載していること	【通常枠】 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページのURLを掲載し採用情報を発信すること	【インターンシップ等枠】 新たにインターンシップ等を実施し、従前に比してその内容の充実若しくは回数増加を図る計画を有すること
対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費 ※求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。ただし、新卒者等を対象とする就職情報サイトに掲載する場合は、この限りでない。	【通常枠】 (1) 採用ホームページ作成・改良に係る外部委託に要する費用 (2) 採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る）	【インターンシップ等枠】 (1) インターンシップ等募集ホームページ作成に係る外部委託に要する費用 (2) インターンシップ等募集ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る）
		【共通】 (3) ドメイン取得費 (4) 上記(1)～(3)の費用に付随する動画・写真撮影費 (5) その他市長が適当と認める経費 ※インターンシップ等に係る情報の掲載又は充実を目的とする部分については、見積書等により当該部分の経費を明確に区分するもの	

補助金の額	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円。 ※1企業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請不可。	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円。 ※1企業者につき1回限り
申請期間	事後申請 求人情報掲載開始から掲載終了後6か月以内 ※申請期限は各年度2月の最終営業日まで	事前申請 ※申請期限は各年度2月の最終営業日まで
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

副業・兼業マッチング支援事業		
補助内容	中小企業者等が抱える経営課題に対応できる外部専門人材の確保支援として、副業・兼業マッチングサイト掲載費や紹介手数料の一部を補助する制度です。	
対象者	市内に本店を有する中小企業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと、風営法等の規制にかかる企業でないこと。	
対象経費	副業・兼業人材マッチングサイトへの求人情報掲載費及び紹介手数料	
補助金の額	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限5万円	
申請期間	外部専門人材と委託契約してから6か月以内 ※申請期限は各年度2月の最終営業日まで	
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

U I J ターン 就業 奨励 制度	
補助内容	人材確保支援として、東海4県(愛知県、静岡県、岐阜県、三重県)以外の地域から市内へ転入した方を雇い入れた中小企業者等へ奨励金を支給する制度です。
対象者	<p>《企業者要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店を有する中小企業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと。 ・U I J ターン就業者が就職活動を行っている時期に東海4県以外の地域に在住する者を対象とする採用活動を行っていたこと。 ・愛知県が移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するために運営するマッチングサイトに移住支援金の対象として求人情報を掲載すること。 ・風営法等の規制にかかる企業でないこと。 <p>《対象となる就労者の要件》</p> <p>以下の全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東海4県以外の地域で1年以上住所を有した後に就業を機に市内に転入し、引き続き市内に居住する見込みがある。 ②就職した日の年齢が65歳未満である。 ③補助対象企業者に正規雇用され、その後6か月以上正規雇用者として勤務している。 ④代表者等と3親等以内の親族関係にない。
補助金の額	・1企業者1人につき10万円
申請期間	正規雇用開始後、6か月を経過した日から6か月以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

働きやすい職場づくり補助制度	
補助内容	従業員のメンタルヘルスケアにかかる費用や、就業規則見直しなどにかかる費用の一部を補助する制度です。
対象者	市内に本店を有する中小企業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
事業区分	メンタルヘルス対策事業 就業規則整備事業
対象経費	従業員に対して実施するメンタルヘルスケアに要する経費 就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 ・法令を上回る事業や整備であること。
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※各事業1企業者につき、1回のみ申請可 上限10万円 ※就業規則整備事業は子育て応援企業に限り、認定期間中であれば1企業者につき1年度1回まで申請可
申請期間	事業着手前 ※メンタルヘルスケアの委託先や社会保険労務士との契約前に申請。 ※申請期限は各年度2月の最終営業日まで。
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

奨学金返還支援制度	
内 容	地元中小企業者が新たに雇い入れた方が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。 ※令和6年8月に制度が拡充されました。
対象事業者	市内に事業所を有する中小企業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要） <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の1/2の額の協力金の納付が可能であること。 ・愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の登録企業者であること。 ・風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付対象者	対象事業者に正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学等を卒業して、豊橋市内に居住していること。 (2) 在学中に貸与を受けた奨学金を返還していること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 就職後の3年間、愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金に登録した中小企業者等から奨学金返還支援手当等を支給されていたこと。 (5) 豊橋市内事業所に勤務していること。 ※ただし、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。
補助期間 (企業協力期間)	愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金を3年間利用した後、3年間。 ※県制度支援が3年間未満または3年間超は対象外。
補助金の額 (企業協力額)	3年間で上限54万円 [1人当たり年額上限18万円] (3年間で上限27万円 [1人当たり年額上限9万円]) ※協力金額は対象事業者の申請により決定されます。
申請期間	対象事業者登録：随時 補助対象者登録：就職4年度目の7月31日まで
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の要件に該当しない中小企業者への補助は、豊橋市産業部商工業振興課 (TEL 51-2437) へお問い合わせください。

移住支援金対象法人登録（移住支援金対象求人の掲載）

内 容	あいちU I J ターン支援センターWEBサイトに移住支援金対象求人を掲載すると、その求人を通じて就職し豊橋市内に移住した方は、移住支援金（単身：60万円、世帯100万円※18歳未満の方がいる場合は、加算金があります。）の申請をすることができます。掲載した求人情報は、一部民間の求人サイト運営企業者にも提供され、当該求人サイトでも表示されるようになります。
対象企業者の主な要件	対象企業者の要件は変更になる場合があります。最新情報はあいちU I J ターン支援センターホームページで確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金10億円以上の法人等でないこと、みなし大企業でないこと ・本店所在地が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川。一部条件不利地域除く）でないこと ・雇用保険の適用事業主であること ・風営法の規制にかかる法人等・暴力団等との関係を有する法人等でないこと ・愛知県が指定する業種に該当すること
対象求人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約 ・勤務地が愛知県内にあること（但し、移住支援金を豊橋市から受ける場合は豊橋市に対象者が居住する必要があります）
移住支援金対象者の主な要件	東京23区在住又は通勤者（直近10年のうち通算5年以上かつ直近1年間）、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内等。詳しい要件はホームページ（ https://www.city.toyohashi.lg.jp/38488.htm ）をご覧ください。
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2435 FAX 55-9090	

人材育成研修応援補助金

補助事業	人材育成研修応援事業	無人航空機操縦者資格取得支援事業
補助内容	生産性向上・事業拡大・DXに関する研修を従業員に職務として受講させる際に、費用の一部を中小企業者等に助成します。外国籍従業員向けビジネス日本語研修も対象となります。	一等無人航空機操縦者技能証明または二等無人航空機操縦者技能証明の取得にあたり登録講習機関の講習を受講した場合に、中小企業者が負担した登録講習機関における講習費用の一部を助成します。
対象者	市内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者	
対象経費	<u>生産性向上・事業拡大・DXに関する研修（3時間以上10時間未満）</u> 外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外 内部研修の場合（小規模企業者のみ） ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ※ オンラインによる研修を受講した場合は、旅費・宿泊費は補助対象外	登録講習機関が行う無人航空機を飛行させる者に対する講習に係る経費（補習などにより追加講習が発生した場合にかかる費用は除く）
対象経費	<u>外国籍従業員向けビジネス日本語研修（3時間以上）</u> 外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費）	

	② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外 内部研修の場合 ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記①旅費・宿泊費と、②は補助対象外	
補助金の額	① 研修に係る経費 …1/2 ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 … 研修に出席した時間に1,000円を乗じて得た額 上記①と②の合計額 1企業者1年度10万円まで（1,000円未満切捨て） 宿泊費の上限は1泊12,000円まで	登録講習機関における講習について、 実地講習を全てとよはし産業人材育成センターで実施した場合 補助対象経費の1/2 上記以外の場合 補助対象経費の1/4 1人1回あたり10万円まで
申請期間	研修が終了した日から3か月以内	無人航空機講習の修了証明書の交付日から1年以内
※（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

技能労働者認定職業訓練交通費補助金	
補助内容	認定職業訓練を受けられる愛知県内（豊橋市外）にある施設への通学に係る交通費の一部を補助します。
対象者	① 豊橋共同職業訓練協会の会員企業 ② 豊橋市内の中小企業者等 ③ ①および②の役員または従業員 ④ 中小企業者等の役員または従業員であって豊橋市内に住民登録がある者
対象経費	自宅または勤務先事業所から、豊橋市外かつ愛知県内にある認定職業訓練施設までの往復交通費
補助金の額	・ 対象経費の1/2の額（1,000円未満切り捨て） ・ 1年度1人あたり上限15万円
申請期間	申請対象年度ごとに4月1日から翌年3月31日まで
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2435 FAX 55-9090	

◆企業立地促進制度

工場等(*1)、倉庫等(*2)、特定業務施設(*3)、研究開発施設(*4)又は産業業務施設(*5)をあらかじめ指定された地区(*6~9)に立地(*10)された事業者等(*15)の方や、市内に半導体関連産業(*18)に係る工場等又は研究開発施設を立地された事業者等の方に奨励金を交付する豊橋市独自の優遇制度です。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

1. 奨励金の種類

名 称	概 要
立地奨励金	①立地した工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を3年度間又は5年度間交付します。 ②家屋・償却資産に係る投下固定資産額(*11)の10%又は20%を交付します。 ③土地取得費用の15%又は20%を交付します。
事業促進奨励金	立地した工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設の事業所税相当額を3年度間又は5年度間交付します。
雇用促進奨励金	①立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い新規雇用者(*12)又は転勤者(*13)を雇用された方に一人あたり40万円を交付します。 ②転入児童(*14)一人あたり10万円を交付します。
環境推進奨励金	立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い環境施設(太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地)を設置された場合に設置経費の1/3相当額又は1/2相当額を交付します。

【用語の解説】

*1	工場等	営利を目的とした物品の製造（加工及び修理を含む）の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*2	倉庫等	業種本来の事業活動を目的とした物品の保管又は集積の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*3	特定業務施設	本社機能（「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所）で、愛知県知事の認定を受けたもの
*4	研究開発施設	営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
*5	産業業務施設	営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）
*7	工業団地	特定地域のうち豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁が分譲を目的に開発した事業用の用地
*8	特定地域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	地方活力向上地域	地域再生計画（産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業）に記載された地域（業務拠点地区、工業団地又は特定地域と重複する地域を除く。）
*10	立地	工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること（工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む） ※増設については、床面積を増加させること
*11	投下固定資産額	一定の期間内に取得した土地、家屋及び償却資産につき本市課税台帳に登録された固定資産税評価額
*12	新規雇用者	操業に伴い常用雇用される従業員として用地を取得（借受）した日又は操業を開始した日から起算して1年を経過した日の前日までに雇用した者（本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る）
*13	転勤者	・操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始後1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者 ・本社機能施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者
*14	転入児童	操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転入常用従業員と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子
*15	事業者等	営利を目的として、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む者（中堅企業者（*16）及び中小企業者（*17）若しくは中堅・中小企業者以外の者）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
*16	中堅企業者	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者
*17	中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
*18	半導体関連産業	半導体又は半導体製造に係る製品、部品若しくは素材を生産し、開発し、又は研究する産業

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資産については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存の事業所用地に増設した場合、事業促進奨励金の交付対象者は、施設を立地した事業者に限られます。（施設の操業主体が立地した者以外である場合は対象外）
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境施設推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 国もしくは他の地方公共団体又は本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や奨励金を受領した日から起算して5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。
- 半導体関連産業に関して、半導体関連産業に係る営利を目的とした物品の製造又は研究開発部門の用に供される延べ床面積が施設全体の延べ床面積の過半を占める場合のみ対象となります。

2. 奨励金の適用範囲等

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	市内全域		
		工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合		*業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。	* <u>半導体関連産業</u> に係る工場等又は研究開発施設を立地した場合	
立地奨励金	対象者	事業者・中小企業団体						
	対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	工場等 研究開発施設	
	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が用地の取得の場合は2億4千万円（中堅・中小企業者は6千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は3千万円）以上、用地の借受けの場合は1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること						
	奨励金額	①	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間
			-	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間
			償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間
	②	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%（本社機能施設のみ）	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	
		③	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	-	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	-	左記対象区域の要件に準じる
	限度額	① なし ② 3億円 ③ 3億円（研究開発施設の場合 4億円）						
	既存の事業所用地に増設した場合	対象者	事業者・中小企業団体					
対象施設		工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	工場等 研究開発施設	
適用要件		立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること						
奨励金額		家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	
	-	家屋の都市計画税相当額 3年度間	家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	家屋の都市計画税相当額 3年度間	家屋の都市計画税相当額 3年度間		
限度額	単年度5千万円							

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	市内全域		
		工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合		*業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。	* <u>半導体関連産業</u> に係る工場等又は研究開発施設を立地した場合	
事業促進奨励金	新たな用地の取得(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)、借受けをした場合	対象者	事業者・中小企業団体					
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	工場等 研究開発施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること					
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間
		限度額	なし					
	既存の事業所用地に増設した場合	対象者	事業者・中小企業団体					
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	工場等 研究開発施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること					
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 5年度間
		限度額	なし					
雇用促進奨励金	対象者	立地奨励金交付対象者						
	適用要件	新規雇用者又は転勤者を20人(中堅・中小企業者にあつては5人)以上雇用した場合			新規雇用者又は転勤者を5人以上雇用した場合	新規雇用者又は転勤者を20人(中堅・中小企業者にあつては5人)以上雇用した場合	新規雇用者又は転勤者を20人(中堅・中小企業者にあつては5人)以上雇用した場合	
	奨励金額	① 新規雇用者又は転勤者 一人につき40万円 ② 転入児童 一人につき10万円						
	限度額	① 4千万円 ② 2千万円						
環境推進奨励金	太陽光発電施設	対象者	立地奨励金交付対象者					
		適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること					
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)					
	雨水活用施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること					
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)					
		限度額	1千5百万円					
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%(工場立地法の義務付けがある場合は、緑地面積の基準を超える面積)以上の緑地を整備すること					
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限) *工場立地法の規定による新設届出義務がある場合は、超える部分に限る。					
		限度額	1千万円					

◆固定資産税の減税措置

特定業務施設（本社機能）を立地した場合、企業立地促進制度とあわせて固定資産税（土地・家屋）の減税措置があります。

（問合せ先）資産税課 TEL 51-2215 FAX 56-5088

減税措置の内容

事業	移転先又は拡充地域	税率（※）及び適用期間
東京23区からの本社機能の移転	① 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.7を8年度分
	② 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	③ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.7を6年度分
	④ 特定地域（工業団地の場合は②の場合を除く。）又は地方活力向上地域	
東京23区以外からの本社機能の移転又は本市にある本社機能の拡充	⑤ 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.933を8年度分
	⑥ 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	⑦ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.933を6年度分
	⑧ 特定地域（工業団地の場合は⑥の場合を除く。）又は地方活力向上地域	

※通常の固定資産税率は100分の1.4

◆オフィス誘致補助金

新たに市内へオフィスを開設した際にかかる費用に対して補助します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

オフィス誘致補助金			
対象者	次の要件をすべて満たす事業者 ・ 普通法人（法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する) ・ 市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること ・ オフィス開設日において、市外に本社があること ・ オフィス開設日以前に、市内に「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと ・ オフィス開設 90 日以内に常勤する従業員又は役員を 1 名以上配置すること ・ 交付申請年度内に補助対象経費の支出があること ・ オフィス開設日から起算して市内で 3 年以上継続してオフィスを運営し、かつ、オフィス以外の用途で使用しないこと		
対象事業	開設準備事業	建物賃貸借事業	雇用補助事業
対象経費	・ 内装工事費（建物付帯設備工事費、修繕費等） ・ オフィス家具購入費（机・椅子・キャビネットなど単価 10 万円未満のものに限る）	・ 事業を営むための貸室等にかかる賃借料（敷金、礼金その他保証料は除く） ・ 共益費 ・ 駐車場賃借料	届出されたオフィス開設日の 90 日前から 1 年を経過した日の前日までに、雇用を開始した新規雇用正社員又は本市外から転入した正社員の給与
補助期間	補助対象工事・購入等の着手（着工・納品）から完了（支払い行為を含む。）まで。 ただし、届出されたオフィス開設日の前後 90 日以内に着手し、着手から完了までが 90 日以内かつ同一年度内で完結するものに限る。	届出されたオフィス開設日の翌月（月の初日開設の場合は当月）初日から 6 か月間 （オフィス開設日の属する年度の翌年度に再度交付申請を行う場合にあつては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて 6 月が経過する日まで）	雇用開始日若しくは転勤者の転入日又は届出されたオフィス開設日いずれか遅い日以降最初の給与支払日（採用時日割の場合はその翌月）から最大 6 か月間（雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日いずれか遅い日の属する年度の翌年度に再度交付申請を行う場合にあつては、雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日のいずれか遅い日の属する年度の補助期間と合わせて 6 月が経過する日まで）
補助率	2 分の 1 以内	10 分の 10 以内	10 分の 10 以内
補助限度額	100 万円	月額 15 万円	1 人につき 40 万円 1 事業者あたり 2 人まで
交付申請期限	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、購入・工事に係る契約等の締結前	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前	雇用開始日若しくは転勤者の転入日又はオフィス開設日のいずれか遅い日以降最初の給与支払日前

◆再投資促進奨励金

長年にわたり、地域を支える市内企業の再投資において設備投資をサポートいたします。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

再 投 資 促 進 奨 励 金	
対象事業者	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う企業
対象分野	(1) 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種
対象地域	大企業（中堅企業を除く）：工業地域・工業専用地域・豊橋リサーチパーク・各工業用地（三弥地区、豊橋東 IC、御津 2 区、若松地区、石巻西川、総合卸売センター） 中堅・中小企業：市内全域
要 件	投資規模要件 大企業（中堅企業を除く）：25 億円以上（※設備一新を除く） 中堅・中小企業：1 億円以上 又は 5 千万円以上（*） ※中堅・中小企業（みなし大企業を除く）の場合、同一事業所同一事業でも複数回利用可
	雇用要件 支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業（中堅企業を除く）：50 人以上 中堅・中小企業：25 人以上 又は 20 人以上（*）
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）
補助率	大企業（中堅企業を除く）：8%相当額（うち県補助 4% 相当額） 中堅・中小企業のうちみなし大企業：8%相当額（うち県補助 4%相当額）又は 4%相当額（*） 中堅・中小企業（みなし大企業を除く）：10%相当額（うち県補助 5%相当額） 又は 5%相当額（*）
限度額	大企業（中堅企業を除く）：3 億円（うち県支援分 1.5 億円） 中堅・中小企業：3 億円（うち県支援分 1.5 億円） 又は 500 万円（*）
受付時期	工事着工の 30 日前までに指定申請を行うことが必要

* 豊橋市独自要件適用時

◆中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

長年にわたり、地域を支える市内企業の高度先端分野における設備投資をサポートいたします。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金	
補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設を行う中小企業（※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300 億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助）
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等
対象地域	市内全域
要 件	(1) 投資規模要件：2 億円以上（※同一事業所同一事業でも複数回利用可（みなし大企業を除く）） (2) 雇用要件：雇用人数 5 人以上増加（別途要件緩和あり）
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）
補助率	中小企業：10% 相当額（うち県補助 5% 相当額） 中小企業（みなし大企業）：8%相当額（うち県補助 4%相当額） ※既設の工場内の設備一新の場合 中小企業：5% 相当額（うち県補助 2.5% 相当額） 中小企業（みなし大企業）：4%相当額（うち県補助 2%相当額）
限度額	10 億円（うち県支援分 5 億円）
受付時期	工事着工の 30 日前までに指定申請を行うことが必要

【用語の解説】 ※再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

*1	工場	製造業等の用に供する施設
*2	研究所	産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設
*3	立地	新設し、又は増設する行為
*4	新設	次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める行為のいずれかをいう。 ・新規立地 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む）し、工場等を建設すること ・新設 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む）に新たな工場等を建設すること。
*5	増設	次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める行為のいずれかをいう。 ・増設 自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。 ・設備一新 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）
*7	工業団地	特定地域のうち国、地方公共団体又は豊橋市土地開発公社が分譲等を目的として開発した事業用の団地をいう。
*8	特定地域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	事業者等	営利を目的として、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む法人及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する団体
*10	大企業	中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業
*11	中堅企業者	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条に規定する企業
*12	中小企業者	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者及び中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
*13	みなし大企業	中小企業者又は中堅企業者であつて、次に掲げるいずれかに該当する企業 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する者が所有している者 オ アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
*14	常用雇用者	工場又は研究所を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者
*15	固定資産取得費用	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要した費用のうち、次のア又はイの条件を満たす費用の合計額 ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用 イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

《注意事項》 再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。また、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や 5 年以内に創業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、奨励金を返還していただくことがあります。

◆工場見学施設整備支援補助金

市民等を対象とした工場見学を実施する際に必要な設備費用等を助成します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090

工場見学施設整備支援補助金	
対象者	工場見学(※1)を実施する事業者(※2) ※1:事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業 ※2:製造等の工程を見学可能な施設を市内に有する事業者
対象事業	事業者が工場見学を実施する際に必要となる設備等の導入
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用説明資料(パンフレット、展示パネル等)の製作費並びに説明用の備品及び消耗品(案内用拡声器、トランシーバー等)の購入費 見学者の通路確保及び安全対策のための施設(見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの)の新設、改修及び改装に要する工事費 その他必要と認める経費
補助率	2分の1以内
補助限度額	50万円
申請期間	事業着手前

◆経営幹部人材育成支援補助金

人材育成推進宣言企業(P41参照)向けに経営幹部育成のために参加させた講座や研修に要する経費を助成します。

(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-3089 FAX 55-9090

経営幹部人材育成支援補助金	
対象者	人材育成推進宣言書の交付を受け、かつ次の条件を満たす中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> 受講成果を自社内で共有する 受講成果を交流会への参加などの市の取組等への協力を通じて広く周知する
対象事業	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する費用
対象経費	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する受講料・教材費 【受講内容】 <ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ力(例:先見力、信頼力、実行力等) 対人関係能力(例:交渉力、ヒアリング力等) 経営戦略能力(例:課題解決力、意思決定力等) 経営管理力(例:財務分析、労務管理、組織運営力等) 革新力(例:DX活用、業務効率化、イノベーション等) など
補助率	4分の3以内
補助限度額	70万円
申請期間	研修が終了した日から3か月以内
その他	申請時点において、現経営者など代表権を有する方が受講する場合は、補助対象外

◆未来産業創出事業補助金

地域産業に変革をもたらす新技術や新事業の創出を目指す際の費用を助成します。

(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-3089 FAX 55-9090

事業化可能性調査事業		
対象者	市内事業者	市外事業者
事業概要	事業化の実現可能性を高めることを目的とした、製品やサービスの技術検証又は市場ニーズの調査、検証等を行う事業	
要件	拠点設置	—
	市内事業者との連携	補助事業期間中に連携する意向があること
	その他	市内を調査フィールドとすること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等導入費 ・マーケティング調査費 ・研究開発費 ・資料購入費 ・借料 ・施設利用料 ・人件費 ・旅費 ・謝金 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・委託費 ・外注費 	
補助率	2分の1以内	
補助限度額	50万円	

共同研究事業		
対象者	市内事業者(大学と共同)	
事業概要	大学等と共同して、新製品又は新技術の研究開発を行う事業	
要件	拠点設置	—
	市内事業者との連携	—
	その他	大学等の研究者と共同して申請すること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等導入費 ・マーケティング調査費 ・研究開発費 ・資料購入費 ・借料 ・施設利用料 ・人件費 ・旅費 ・謝金 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・委託費 ・外注費 	
補助率	2分の1以内	
補助限度額	250万円	

新 事 業 開 発 事 業		
対象者	市内事業者	市外事業者
事業概要	新製品又は新サービスの開発を行う事業	
要件	拠点設置	必要(※補助事業終了までに)
	市内事業者との連携	必要(※補助事業終了までに)
	その他	市内を開発フィールドとすること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等導入費 ・マーケティング調査費 ・研究開発費 ・資料購入費 ・借料 ・施設利用料 ・人件費 ・旅費 ・謝金 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・委託費 ・外注費 	
補助率	2分の1以内	
補助限度額	250万円	

社 会 実 験 事 業		
対象者	市内事業者	市外事業者
事業概要	新製品又は新サービスの社会実装を目的に、地域を巻き込んで実証実験を行う事業	
要件	拠点設置	必要(※補助事業終了までに)
	市内事業者との連携	必要(※補助事業終了までに)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を実験フィールドとすること ・拠点設置後、事業責任者をしない事業所に常駐させること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等導入費 ・マーケティング調査費 ・研究開発費 ・資料購入費 ・借料 ・施設利用料 ・人件費 ・旅費 ・謝金 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・委託費 ・外注費 	
補助率	2分の1以内	
補助限度額	750万円	

◆半導体関連事業創出支援補助金

半導体関連事業の創出を目指す事業者等が実施する参入可能性の検討、研究開発、製品・サービス開発等に要する経費を助成します。

(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090

半導体関連事業参入補助	
対象者	市内に事業所を有する事業者
要件	半導体関連事業への参入を検討する意向があること (取り組んだ成果と今後の方針を報告すること)
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・講座受講費(豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所が主催するもの) ・謝金(豊橋技術科学大学への技術相談に係るもの) ・施設利用費(豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所のLSI工場等の施設の利用に係るもの)
補助率	2分の1以内
補助限度額	50万円
申請期間	事業終了から30日以内

半導体関連事業開発補助			
対象者	市内事業者	市外事業者	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所オープンラボ棟(個室、コワーキング)に入居して事業開発を行うこと ・市内に拠点がない場合は、事業期間内に「法人等の設立等異動申告書」を本市に提出すること 		
開発費	上限金額	450万円	300万円
	補助率	4分の3以内	2分の1以内
開発費の対象となる経費	(1)施設利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所のLSI工場等を利用する場合の借料 (2)開発費 <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等導入費 ・開発に係る人件費 ・部材費 ・通信運搬費 ・委託費 ・外注費 ・マーケティング調査費 ・資料購入費 ・旅費 ・謝金 ・消耗品費 ・借料(オープンラボ棟入居費の最大6か月分) 		
オープンラボ棟入居費上限金額	120万円(入居費の6か月分)	120万円(入居費の6か月分)	
合計上限金額	570万円	420万円	
申請期間	事業着手前		

融資制度

豊橋市では、中小企業者の経営の維持安定を図るための資金調達の円滑化や、企業の近代化・合理化等を支援することを目的とした融資制度及び補助制度を設けています。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090

豊橋市小口事業資金																																																			
目的	本市における中小企業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する資金、中小企業団体等が共同事業を行うのに要する資金及び中小企業者が受けた自然災害からの早期復旧を図るために要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																																																		
資金区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通常資金</th> <th>災害復旧支援資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> <td> <p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> </tr> <tr> <td>融資の条件</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通常資金	災害復旧支援資金	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	融資の条件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table>	融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内	資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金	融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.4%	5年以内	年1.5%	7年以内	年1.6%	設備資金のみ		10以内	年1.7%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.3%	5年以内	年1.4%	7年以内	年1.5%	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。		信用保証	要する。		信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		取扱金融機関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	
通常資金	災害復旧支援資金																																																		
<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>																																																		
融資の条件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table>	融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内	資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金	融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.4%	5年以内	年1.5%	7年以内	年1.6%	設備資金のみ		10以内	年1.7%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.3%	5年以内	年1.4%	7年以内	年1.5%	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。		信用保証	要する。		信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		取扱金融機関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫							
融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内																																																	
資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金																																																	
融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10以内</td> <td>年1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.4%	5年以内	年1.5%	7年以内	年1.6%	設備資金のみ		10以内	年1.7%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.3%	5年以内	年1.4%	7年以内	年1.5%																													
運転資金・設備資金																																																			
3年以内	年1.4%																																																		
5年以内	年1.5%																																																		
7年以内	年1.6%																																																		
設備資金のみ																																																			
10以内	年1.7%																																																		
運転資金・設備資金																																																			
3年以内	年1.3%																																																		
5年以内	年1.4%																																																		
7年以内	年1.5%																																																		
担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																																																		
保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。																																																		
信用保証	要する。																																																		
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																																																		
取扱金融機関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																																																		

豊橋市経営安定資金

目 的	本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。* (2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。		
	融 資 限 度 額	一事業者につき	2,000万円 以内	
	資 金 使 途	経営の安定に必要なとする事業上の運転資金		
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3年以内	年1.3%
			5年以内	年1.4%
			7年以内	年1.5%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信 用 保 証	要する。		
	信 用 保 証 料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		
取 扱 金 融 機 関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			

* <中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）及び第6項（危機関連保証制度）について>

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用等の収縮により経営安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

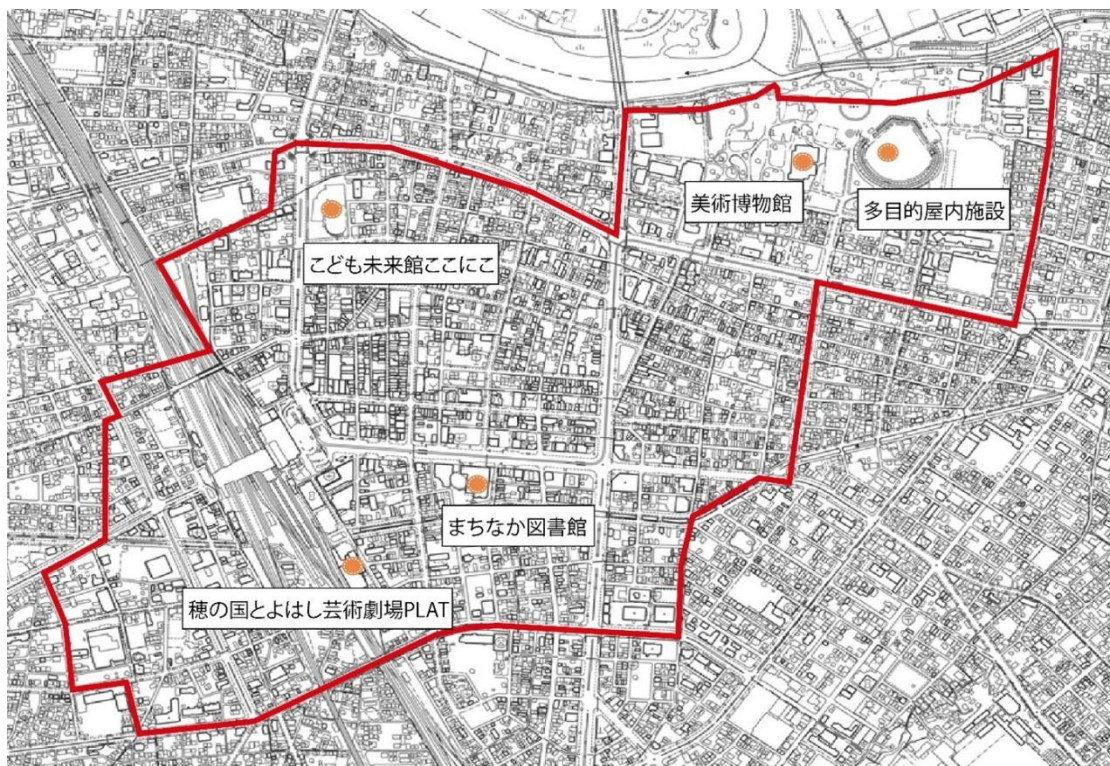
愛知県小規模企業等振興資金

目 的	金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。		
資金区分	通 常 資 金	小 口 資 金	
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(3) 県内で事業を適法に営んでいること。</p> <p>(4) 税の滞納のないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p>	<p>融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であって、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 県内で事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納のないこと。</p> <p>(4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p>
	融 資 限 度 額	5,000万円 以内	2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以内であること)
	資金使途	事 業 上 の 運 転 資 金 及 び 設 備 資 金	
	融 資 期 間 及 び 利 率	<p>運転資金・設備資金</p> <p>3年以内 年1.9%</p> <p>5年以内 年2.0%</p> <p>7年以内 年2.1%</p> <p>設備資金のみ</p> <p>10年以内 年2.2%</p>	<p>運転資金・設備資金</p> <p>3年以内 年1.7%</p> <p>5年以内 年1.8%</p> <p>7年以内 年1.9%</p> <p>設備資金のみ</p> <p>10年以内 年2.0%</p>
	担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。	原則として要しない。
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。	
	信 用 保 証	要する。	
	信 用 保 証 料	信用保証協会所定	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）
取 扱 金 融 機 関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫		

豊橋市中心市街地商業活性化資金

目 的	中心市街地商業活性化対策として中小企業者が商業活性化に要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																									
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2026-2030 に定める中心市街地区域内で、商業活性化に資する事業を営んでいること。 (2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2026-2030 に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる又は中心市街地区域内に進出し出店するものであること。 (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (4) 適法に事業を営んでいること。 (5) 税の滞納がないこと。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。																								
	融 資 限 度 額	一事業者につき 5,000万円 以内																								
	資 金 使 途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金																								
	融 資 期 間 及 び 利 率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">運転資金</td> <td style="width: 20%;">3年以内</td> <td style="width: 20%;">年1.3%</td> <td style="width: 30%;">設備資金</td> <td style="width: 20%;">3年以内</td> <td style="width: 20%;">年1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.6%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年1.3%	設備資金	3年以内	年1.3%		5年以内	年1.4%		5年以内	年1.4%		7年以内	年1.5%		7年以内	年1.5%					10年以内	年1.6%
	運転資金	3年以内	年1.3%	設備資金	3年以内	年1.3%																				
		5年以内	年1.4%		5年以内	年1.4%																				
		7年以内	年1.5%		7年以内	年1.5%																				
					10年以内	年1.6%																				
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																								
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																								
信 用 保 証	要する。																									
信 用 保 証 料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																									
取 扱 金 融 機 関	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																									

豊橋市中心市街地活性化基本計画2026-2030に定める中心市街地地域



豊橋市創業支援資金

<p align="center">目 的</p>	<p>新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小企業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。</p>			
<p align="center">資金区分</p>	<p align="center">創 業</p>	<p align="center">経営者保証免除</p>		
<p align="center">融 資 の 対 象 条 件</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合には、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> </tr> </table>		<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合には、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>
<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合には、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>			

	<p>(7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(8) 税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	
融資限度額	一事業者につき 2,500万円以内	
資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金	
融資期間及び利率	<p>運転資金・設備資金</p> <p>3年以内 年0.9%</p> <p>5年以内 年1.0%</p> <p>7年以内 年1.1%</p> <p>設備資金のみ</p> <p>10年以内 年1.2%</p>	
担保	原則として要しない。	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、経営者保証免除に該当する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
信用保証	要する。	
信用保証料	信用保証協会所定（ 保証料の補助制度があります。 ）なお、経営者保証免除に該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定 20230130 中庁第3号）の規定を適用。	
取扱金融機関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合	

信用保証料補助金	
補助対象者	下記の制度による融資を証書貸付にて受けた方
豊橋市小口事業資金（通常資金） 愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）	<p>融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とし、かつ補助額60万円を限度とします。</p> <p>ただし、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）において、市内に住所がない方、以前の融資の事前完済による返戻保証料の補助分を返還していない方や、市外設備に対する融資については補助対象外とします。</p>
豊橋市創業支援資金（創業） 豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とします。
豊橋市創業支援資金（経営者保証免除）	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（保証料率は0.2%控除。1,000円未満切り捨て）とします。
豊橋市経営安定資金 豊橋市中心市街地商業活性化資金	融資額から回収額を減じた額で1,250万円分までの保証料相当額（1,000円未満切り捨て）とします。

経営安定資金特別対策補助金	
補助対象者	豊橋市経営安定資金融資制度の融資を受けた方
補助金の額	<p>融資金額の1.0%に相当する額（融資限度額1,250万円まで）</p> <p>回収条件を伴う場合、融資金額から回収金額を差し引いたものを補助対象額（1,000円未満切り捨て）とします。</p>

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金

補助対象者	豊橋商工会議所の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方
補助対象	マル経融資の利子支払開始日から起算した12回分までの利子支払額
補助金の額	利子支払額の1/2（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を上限とします。

マル経融資の融資条件等は、

（	豊橋商工会議所（TEL 53-7211）
	日本政策金融公庫（TEL 52-3191）

へお問い合わせください。

その他

未来産業人材育成支援事業	
事業内容	<p>地域事業者の生産性向上に向け、社会経済環境の変化に対応できる産業人材の育成を支援するため、リスキリングを中心とした学びの意識を醸成する交流の場を創出します。</p> <p><実施内容></p> <p>①人材育成をテーマにした交流会</p> <p>②経営幹部人材育成支援補助金（詳細は 30 ページ参照）</p> <p>③建設事業者を主な対象としたドローンの活用に関する知識・技能を習得するための講座（詳細は 4 ページ参照）</p> <p>④人材育成研修応援補助金（詳細は 20 ページ参照）</p> <p>※無人航空機操縦者資格取得支援補助金を統合しました。</p> <p>⑤人材育成推進宣言企業制度（詳細は下記参照）</p>
対象者	<p>①・・・人材育成に取り組む意欲のある市内事業者の経営者、経営幹部、人事部署の方</p> <p>②・・・人材育成推進宣言企業</p> <p>③④⑤・各事業の説明ページ参照</p>
<p>(問合せ先) ①②⑤地域イノベーション推進室 TEL 51-3089 FAX 55-9090</p> <p>③④商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090</p>	

人材育成推進宣言企業制度	
事業内容	<p>知識やスキルの習得に取り組みやすい環境の整備やキャリア形成の支援、人材育成に積極的な企業を「人材育成推進宣言企業」として募集し、宣言書を交付することで、市内企業における人材育成の推進及び機運醸成を図ります。</p>
対象者	<p>市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する法人及び個人事業主</p>
メリット	<p>市ホームページで企業名や宣言内容を公開することによって、人材確保や従業員の成長・定着につながります。また、経営幹部人材育成支援補助金を受けることができます。</p>
申請方法	<p>市のホームページより申請してください。</p> <p>その後、内容を確認し、宣言書を交付します。</p> <p>右記二次元コードよりご参照ください。</p>
<p>(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-3089 FAX 55-9090</p>	



東三河ビジネスプランコンテスト

事業内容	東三河地域で創業・新分野進出を考えている個人、法人、学生からビジネスプランを募集し、優秀な作品を表彰するとともに、融資制度の紹介や専門家等による多面的なフォローを行い、プランの実現化を進めます。			
対象者	東三河在住、または東三河で起業・創業予定の個人・法人・学生など			
募集部門	一般事業部門：実際に事業展開している、 もしくは、事業展開する予定のビジネスプラン アイデア部門：アイデア段階のビジネスプラン			
賞金等 (予定)	一般事業部門		アイデア部門	
	最優秀賞	30万円	最優秀賞	5万円
	優秀賞	15万円	優秀賞	3万円
	ほの国やってみりん賞	3万円	ほの国やってみりん賞	2万円
	若者発！キラリ賞	－	若者発！キラリ賞	－
	特別賞	－	特別賞	－
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 FAX 44-1122 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。				



Startup Garage (スタートアップガレージ)


概要	東三河で起業を志す人々を支援するコワーキングスペースです。専門コーディネーターによる個別相談、実践的な起業プログラムの実施、集中して作業ができるコワーキングスペースの提供という3つの機能を軸に、新しい一歩を踏み出す挑戦者を多角的にバックアップします。		
開館日時	平日：10時～20時 土曜：10時～17時 ※予約不要で利用できます。		
相談対応	常駐のコーディネーターやスタッフに個別相談、アドバイスが受けられます。当日もしくは事前予約で下記(問合せ先)よりお申込みください。		
スペースレンタル	施設内の一部を貸し切ってイベント等を行うことができます。 ※1時間あたり2,500円、2時間以上からお申込み可能です。 下記(問合せ先)よりお申込みください。		
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内		
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト スタートアップガレージ TEL 44-1117 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。			




メイカーズ・ラボとよはし	
概要	レーザー加工機や3Dプリンターなどのデジタル工作機械を常設しており、これらを活用した「ものづくりの場」を提供しています。定期的にデジタル工作機械を活用した講座等を開催しています。はじめてものづくりを始める方から、研究や製品開発を目指す方まで、幅広く利用することができます。
開館日時	火曜日・水曜日・金曜日：10時～12時、13時～18時 土曜日：10時～12時、13時～17時
設備一覧	レーザー加工機、UVプリンター、3Dプリンター、3Dモデリングマシン、3Dスキャナー、ガーメントプリンター、デジタル刺繍ミシン、各種工具 など
技術サポート	作りたいものを形にするうえでの相談やデータ作成のアドバイス、技術サポートの支援を行っています。
利用料金	右記二次元コードよりご参照ください。 ・見学や技術相談は、どなたでも無料です。 ・機材講習会や機械利用は有料です。 ・機械利用は予約制です。
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト メイカーズ・ラボとよはし TEL 44-1110 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。	



アグリフード・ラボ	
概要	食品試作品開発拠点です。女性農業者を中心に設立した『彩えんず kitchen』が入居し、メニュー開発をはじめ、地産地消のお弁当やパンを販売提供しています。
開館日時	平日：11時30分～14時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 合同会社彩えんずキッチン TEL・FAX 45-3102	

宇宙ビジネス 相談デスク 宙サポ	
概要	衛星データ活用をはじめ、ここ数年で急速に民間企業の進出が進んでいる宇宙ビジネス。さまざまな事業者の宇宙ビジネスへの参入をサポートするため、相談窓口を Startup Garage 内に併設しています。
開館日時	平日：9時～17時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア (Startup Garage 内)
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 スタートアップガレージ TEL 44-1117 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。 	

共創コミュニティ創出支援事業	
事業内容	<p>本地域発の新たなビジネスの創出を促進する仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>① 地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合わせて相談機会や助言、情報を提供。 ・投資家、専門家などへの相談機会を提供。 ・豊橋市スタートアップチャレンジ交付金*の交付。 <p>※優れた初期のスタートアップを対象に、予算の範囲内で上限 250 万円を資金支援</p> <p>② 地域事業者の方々が抱える課題をスタートアップ等との共創で解決する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出や、生産性向上などの課題解決手段として、他社との協業（オープンイノベーション、ベンチャークライアントモデル等）を学び実践する機会を提供。 ・地域事業者の方々の課題を共創による解決を目指すウェブサイト「とよはし共創ラボ」を運営。右記二次元コード参照。 
対象者	<p>本地域で、新規事業創出、事業成長・拡大に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ ・地域事業者
実施内容	<p>年間を通じて、以下に関連するセミナーやビジネスマッチング等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップの創出、成長を促進する相談機会や企画の提供（資金調達等） ・地域事業者を対象にした、他社との協業を学ぶセミナー及びその実践
(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090	

【 お 願 い 】

制度、内容等が変更されていることもありますので、ご利用の際は
関係機関へご照会ください。

令和8年度版
豊橋市中小企業施策ガイドブック

令和8年4月 発行

編 集 豊橋市 産業部 商工業振興課

発 行 豊橋市

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL : (0532) 51-2425

FAX : (0532) 55-9090

E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



ええじゃないか豊橋